

「除名」に至った 経緯について

「ツイッター」に庭山由紀氏が一連の投稿を発信したことに対する除名を求める懲罰動議

六月十日「庭山由紀氏が六月八日開催の議会運営委員会の席上で庭山氏本人から「毒物」と発言されたこと、さらにツイッター上の発言と一体として、多くの人を悩ませ、傷つけ、市民の正常な感情を反発させたことなどである。

動議第一号

除名を求める懲罰動議

平成二十四年五月二十五日
に庭山由紀議員が「献血の車が止まっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか？」と短文投稿型情報サービス（以下ツイッター）に書き込みをしたことについて、「ただちに議員を辞めろ」「差別だ」「市民を愚弄している」「根拠のない発信で不安を煽っている」など市民、国民から多数の苦情や批判が相次いでいる。同日、この事態を受けて緊急に開催された各派代表者会議においても、「訂正も謝罪

議」が議長に提出された。
提出に至った大きな理由は、己の政治的見解の発表に必要な限度を明らかに超えており、職を求める要請書が提出されれた。
内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等が実施した検査をクリアした安全な物である。

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営農に大きな不安を抱え、その精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

こうした状況の中で、桐生市の庭山由紀市議会議員は、昨年十二月よりインターネット上等で根拠となるデータ等を示さぬまでも仕方がないなどと発言するなど、日本赤十字社の不断の努力を無視し、また、献血を行っている方々の気持ちを著しく踏みにじる発言を続いている。

この発信は、献血に対する安全性の確認もせず、ただ繰り返しており、以下の通り各種団体等から抗議と辞職要求が議会に提出されている。

内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

平成二十四年五月二十五日
もしない」「献血量が激変し染状況重点調査地域であり、するなど、日本赤十字社の不汚染地域に住む人の血って、ほしいですか？」と短文投稿型情報サービス（以下ツイッター）に書き込みをしたことについて、「ただちに議員を辞めろ」「差別だ」「市民を愚弄している」「根拠のない発信で不安を煽っている」など市民、国民から多数の苦情や批判が相次いでいる。同日、この事態を受けて緊急に開催された各派代表者会議においても、「訂正も謝罪

議」が議長に提出された。
内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営農に大きな不安を抱え、その精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

こうした状況の中で、桐生市の庭山由紀市議会議員は、昨年十二月よりインターネット上等で根拠となるデータ等を示さぬまでも仕方がないなどと発言するなど、日本赤十字社の不断の努力を無視し、また、献血を行っている方々の気持ちを著しく踏みにじる発言を続いている。

内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営農に大きな不安を抱え、その精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

こうした状況の中で、桐生市の庭山由紀市議会議員は、昨年十二月よりインターネット上等で根拠となるデータ等を示さぬまでも仕方がないなどと発言するなど、日本赤十字社の不断の努力を無視し、また、献血を行っている方々の気持ちを著しく踏みにじる発言を続いている。

内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営業を求める要請書が提出されれた。
内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営業を求める要請書が提出されれた。
内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営業を求める要請書が提出されれた。
内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

出荷制限や価格下落により、桐生市ののみならず群馬県内の生産農家は、収入の減少と将来の営業を求める要請書が提出されれた。
内容は、『東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、県産の農畜産物も出荷制限されたりしているが、現在、市場に流通している農畜産物は、国が定めた放射性物質の規格基準値に基づき、県等実

のであり、市議会議員としての資質、品格を全く欠いてい

ると言わざるを得ない。

農産物を生産販売してい

る私達にとって、庭山由紀議員のこのような言動を断じて許すことができないので、桐生

市議会におかれでは、速やかに同議員に対し、辞職させる

よう強く要望する。』といふものである。

さらに、桐生市第二十二区長星野勝美氏はか四町会長名にて、「桐生市議会庭山由紀議員に対し辞職を求める要望書」が提出された。

内容は、「私ども、桐生市第二十二区（黒保根町）の区民は、本年一月掲載の庭山由紀議員の「黒保根の農産物が放射能に汚染されている。」

という一連のブログ記事によつて大変な迷惑を蒙り、この要望書を提出いたしました。

その内容は、庭山議員に

「ブログ記事の掲載をやめさせること」「黒保根の住民に迷惑をかけていることを反省せ、ブログのなかで黒保根の住民に詫びさせること。」

の席で抗議を行うとともに、二月十三日付けで荒木議長様に要望書を提出いたしました。

（黒保根町）の区民を代表して、改めて、庭山由紀議員の辞職を求める要望書を提出いたしました。

（黒保根町）の区長二十二人全員から

会からの要望書は、まさに桐生市の区長二十二人全員から

の一連の発信により桐生市全体に問題が波及していること

を如実にあらわしているものである。

さらに、平成二十四年六月七日に桐生市電気設備工事会社六社の連名にて「庭山由紀

議の要請書」が提出された。

内容は、「東日本大震災か

ら、被災者の方々をはじめ関係者がその苦境から立ち上り、

で危険を承知で昼夜を問わず

懸けてその復興に心血を注い

た結果、行政指導の下、県等が実

した。

荒木議長様のお骨折りによ

り、上記三点について庭山議員に勧告を行つていただきま

したが、庭山議員の対応は、

が全く見られません。

本来、議員は、市民の生活

を守らなければならぬ責務

を負つてゐるものと考へます

が、庭山議員の行つてゐるこ

とは、自分本位の考へで、市

罪者であるかのように扱つて

います。

その後も「清掃センターで

の東日本大震災のガレキ受入

反対」、また「献血におけるツイッター発言」など、日を追うごとに自分勝手さが激しくなつてゐるように感じます。

私どもは、このような態度

をとり続ける人は、桐生市議員にふさわしくないと思つています。

そこで、桐生市第二十二区

（黒保根町）の区長二十二人全員から

会からの要望書は、まさに桐生市の区長二十二人全員から

の一連の発信により桐生市全体に問題が波及していること

を如実にあらわしているものである。

さらに、平成二十四年六月七日に桐生市電気設備工事会社六社の連名にて「庭山由紀

議の要請書」が提出された。

内容は、「東日本大震災か

ら、被災者の方々をはじめ関係者がその苦境から立ち上り、

で危険を承知で昼夜を問わず

施した安全性を確認する検査をクリアした安全なものである。このような発言は桐生市の農畜産物への信頼を損なわ

せ、また、関係者に大きな精神的苦悩を与えるものであり、市議会議員としての資質、品

格を全く欠いていると言わざるを得ない。

市議会議員としての資質、品

格を全く欠いていると言わざるを得ない。

轟々ネット上を賑わしている状況です。まさに桐生市にとって迷惑極まりない存在であります。

東日本大震災の復興を願い、「瓦礫の受け入れと焼却」で少しでも被災地を応援しようと

言つた桐生市の英断を、オルグ（原文通り）を組んで搬入車を妨害した事実、この件もブロ

グなどで市や市長を糾弾しております。

上記一連の発言や行動は、

桐生市民として看過できない

・市議会議員に対し、謝罪と

暴挙であり、断固！庭山由紀

・市議会議員に対し、謝罪と

反省を求めると共に、桐生市議会において、議員辞職勧告

を決議する事を強く要望する

もので有ります。』といふもの

である。

この、桐生市区長連絡協議

の会からのおもてなし

の心からのおもてなし

困難を乗り越えようと「がんばっています。」

ばろう日本」の合言葉でたくましく行き抜くことを誓い合

係する技術者や作業員がその

から軽蔑される事は誠に遺憾

つてゐるこの大切な時期に桐

生市議会議員の庭山由紀氏は、

作る農家の苦労なんて理解で

きません。』と地元農業関係者

インターネット上で「毒物を

へ犯罪者扱いと風評被害をあ

おるような心無い書き込みや

「献血の車が止まつてゐるけ

ど放射能汚染地域に住む人の

血つて、ほしいですか。』と善

意の献血者への心無い暴言に

心凍らせてただ呆れるばかり。

罪に問われなければ何でも

ありとブログやツイッターを

罪に問われなければ何でも

ありとブログやツイッターを

罪に問われなければ何でも

罪に問われなければ何でも

罪に問われなければ何でも

罪に問われなければ何でも

罪に問われなければ何でも

罪に問われなければ何でも

罪に問われなければ何でも

がんばっています。

私たちの大切な社員及び関

係する技術者や作業員がその

現場において他県他市の方々

から軽蔑される事は誠に遺憾

あります。』といふもので

かに一連の暴言についての取

り消しと謝罪をさせるととも

に、桐生市議会議員の辞職を

強く求めます。』といふもので

ある。

これは、実際に現地に赴き

善意で協力されている方々の

心からの声である。

以上、度重なる虚偽の発信

・発言内容は誠に遺憾であり、

このことは桐生市議会議員と

してあるまじき行為である。

庭山由紀桐生市議会議員は、

これまで議員とは思えない数

々の無礼な発言をし、問責・

懲罰を受けてきた。具体的に

は平成二十年九月二十六日に

「庭山由紀議員問責決議」を

可決した。その内容は、庭山

議員が「議員として当然あるべき審議の権利を奪われてい

る」との発言をし、その発言は各議員の名譽を傷つけるものだと指摘に対し、発言取り消し及び謝罪の要請に応じなかつたものである。

る問題決議」を可決した。そ

の内容は、一般質問において、

桐生市議会を「八百長議会」などと発言し、市当局に対し

て、市政に関する質問とは明

らかに違う質問を行うなど、

議会を甚だしく冒涜する発言

をしたことは、議員としての

品位と人格に欠けるものであ

る。

また、庭山議員は、同年一

月二十七日に市庁舎内の会派

控室ドアに「デララメ議会撲滅宣言」など張り紙を許可な

く貼ったことは、法令規則を無視した信じがたい行為であ

る。

桐生市議会は、一日も早く、

の立場を認識し、市民の議会への信頼を大きく失墜させたことに対し反省することを強く求めたものである。

次に、平成二十二年六月十

七日に「庭山由紀議員に誤報の訂正と謝罪を求める決議」を可決した。その内容は、自身の議会活動報告の中で、年額三十二万四千円である桐生市議会議員の政務調査費を「月に三十二万四千円」と誤報を流布した。

議長が庭山議員に対して誤報を訂正するよう文書（五

月二十八日付）で要請したが、庭山議員は手渡された要請文を自ら読み上げた後、その場

で破り、回答せずに立ち去つた。

そのことで、六月十日に開催された議会運営委員会への出席を要請したが、会期中に

もかかわらず庭山議員は出席せず、当日の再度の出席要請をも拒否した。

そこで庭山議員に対して繰り返し、誤報の訂正を求める

とともに、謝罪と反省を求めたものである。

さらに、その同日決議に対

する、本人の弁明において全議員に「感謝状」を送るとい

う前代未聞の行為は、桐生市議会と市民を著しく愚弄する

ものである。

これら一連の行動によって、

懲罰特別委員会設置のうえ、

庭山由紀議員に対する五日間の出席停止の懲罰動議が可決された。

この問題の早期解決のため、

桐生市議会議員十八名の連名

で「桐生市民及び日本国民に

対する表明」を行うと共に、

議員十七名の連名で庭山議員

に対し「ツイッターでの発信

について訂正と謝罪を求める

抗議文」を正副議長から手渡

ししたが、一読し受け取りを拒否した。

翌日六月一日のツイッター

により、議場内にいる者の心

胆を寒からしめる発言を行つたものである。

前期のことではあるが、こ

で懲罰を勅章だと自己紹介する心理は、すでに常軌を逸しており、議員としてふさわしくないものであると断言せざるを得ない。

平成二十四年五月二十五日に庭山由紀議員が「献血の車が止まっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って、ほしいですか?」とツイッタ

ーに発言以降、平成二十四年六月八日現在電話二百八件、

メール五百三十五件、郵送四

件、総計七百四十七件の苦情や抗議が寄せられている。さらには、九団体六事業者から辞職を求める要望書・要請書が提出されている。

この問題の早期解決のため、

桐生市議会議員十八名の連名で「桐生市民及び日本国民に

対する表明」を行うと共に、

議員十七名の連名で庭山議員

に対し「ツイッターでの発信

について訂正と謝罪を求める

抗議文」を正副議長から手渡

ししたが、一読し受け取りを拒否した。

翌日六月一日のツイッター

により、議場内にいる者の心

胆を寒からしめる発言を行つたものである。

抗議文の内容については、

前記のことではあるが、こ

(二)これまで一連の事件に関

し心から謝罪を行うこと。

(三)公人としての発言又は情

報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事

実を摘示することによって他

人の名譽を毀損する行為をし

ないこと。(四)上記(二)、

(二)を直ちに行わない場合に

は、速やかに一連の事件の責

任をとり議員を辞職すること、

というものである。

また、平成二十四年六月六

日前十時に議会運営委員会を開催し、庭山議員に対して、

事実確認を行うため、出席要

請をし、十六時五十一分まで

待つたが、姿を現すことはな

かつた。

このため翌七日、再度午前

九時三十分に議会運営委員会を開催し、出席要請をしたに

を開催したところ、同議員から「F

AXでのやり取りを希望す

ることの連絡があつた。

議会運営委員会は、議会内

一般的な議会運営を回復させ

る決議」を可決した。その内

容は、同年第三回定例会の一

般質問において議長の采配を

庭山議員は「内容がくつろいだらいいから受け取り拒否しました」と投稿していることから抗議内容を認識していたわけである。

抗議文の内容については、

(二)ツイッター発信に対し、速やかに訂正を行うこと。

山議員は、「私が発信しました」と発言した。

次に委員から、それについて

望んでおり、まさに、絶好の機会であると考えるので、強

く出席を求める旨の要請をし、その後数回にわたりFAXで

多くの非難の声が寄せられて

いる。新聞紙上でも、報道さ

れているが、議長にも事務局

にも多くの非難の声が寄せら

れています。この発信について、謝罪や訂正する意思がないか

どうか、そういう部分を確認したいと思っております。と

の発言があり、庭山議員は、「ありません」と発言した。

前午前九時三十分に、問責決議案の日程追加のため、議会運営委員会を開催したところ、

庭山議員が議員傍聴席にいる確認が取れたので、一連の言動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

に七百四十七件の苦情と抗議

がきている以上、庭山議員が

確認が取れたので、一連の言

動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

に七百四十七件の苦情と抗議

がきている以上、庭山議員が

確認が取れたので、一連の言

動に端を発した、九団体六事

業所より辞職等を求める要

書・要請書が提出され、さら

に、お考えでしょうか。との発言があり、庭山議員から、

うござります。

この発言について、

「特にありません」との発言があつた。

次に委員から、道義的責任が多々あると思うが、どう思

うか。との発言があり、庭山

議員から、「だから、特にあ

りませんって言つてるじゃ

ないですか。」との発言があつた。

この議会運営委員会での庭山議員の投げやり且つ、開き直った言動や態度は、献血に協力している市民・國

の気持ちは著しく踏みにじ

ります。との発言があり、庭

山議員は、「私が発信しまし

力発電所事故由来放射性物質に苦しむ地域の方々に対する人権侵害を助長する差別発言を認めたことになる。

また委員から、まず、あなたが認めたことになる。

「今、上毛新聞の記者から電話があり、去年五百ペクレルを超えたほうれんそなを、ただで流通させた新田みどり農協の橋場氏が私は毒物発言に議会に抗議するが、どう思うかという取材電話があつた。毒物流通させた犯罪者（農協長のお名前）が何を言う？謝罪を求めるだあ？あんたが謝罪しろ！」といった発信がござりますが、この件につきまして、あなたどのようないつた書き込みをしたのだか伺いたいと思います。との発言があり、庭山議員から、「書いてあるその通りですけど。」との発言があつた。

次に委員から、書いてある、

この通りだということか。との発言があり、庭山議員から、「（発言なし）」であった。

次に委員長から、答えてください。との発言があり、庭山議員から、「ですから先ほどそこに書いてある通りだと私は答えましたけど。」との発言があつた。

次に委員から、これは、あなたが言つたことに間違いなかつた。との発言があつた。

議員から、「間違ひありません。」との発言があつた。

庭山議員は、ツイッターにより、新田みどり農協組合長を名指しで「犯罪者」と発信したばかりか、上記のとおり、この発言を含む一連のツイッター上の発信を自らが行つたこと、及び、謝罪も訂正もすることがない旨を議会運営委員会において認めている。

しかし、そもそも「犯罪者」とは、法的に或いは社会常識的に、刑事裁判で有罪判決を受けて判決が確定した者を指すところ、庭山議員の主張に従つたとしても、上記組合長は、全く「犯罪者」などではない。

このように、ツイッター上の発言、及び、委員会でもこれを平然と認める庭山議員の発言及び態度は、無礼であり、著しく議会の品位を害するものというべきである。

この通りだということか。と

の発言があり、庭山議員から、「（発言なし）」であつた。

次に委員長から、答えてく

ださい。との発言があり、庭

山議員から、「ですから先ほ

どそこに書いてある通りだと私は答えましたけど。」との

発言があつた。

さらに委員から、毒物を作り農家の苦労なんて考えられないについて、検査をしていないものは全て毒物なのか。

との発言があり、庭山議員から、「その通りです。国基準を信じる皆さんのが信じられない」との発言があつた。

次に委員から、黒保根の皆さんもJA新田みどりの皆さんも丹精込めて作つている。

検査してない農作物をついているのか。との発言があつた。

り、庭山議員から、「丹精込めて作つたものでも、高濃度の放射能汚染地域で作った農作物は毒物だと思う。」との発言があつた。

議会運営委員会の場で、「毒物」と発言したことは、議員として政治的な発言をすることは自由だが、この発言は、明らかに必要限度を超えた「品目を害する無礼な言葉」の使用に該当する。

我々桐生市議会議員として市議会に提出されているのであります。

のよう、要望書が多数桐生市民を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

を指して、「毒物」という言葉を用いることは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

は全く存在せず、庭山議員は、自己の政治的見解の発表に必要な限度を明らかに超えた無礼な発言をしていると断定せざるを得ない。

また、桐生地域内の農作物を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

議会運営委員会が二日間出席要請したにもかかわらず、長時間ただ待たされた委員の正義感を反発させる言動及ぶ態度であり、議員としての説明責任も果たさない、品位のかけらもない、まさに議員としてふさわしくない言動、

また、桐生地域内の農作物を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

発言、言動及びその前提とする自らのツイッター上の発言を一体としてみれば、庭山議員の発言、言動は、品位を害し、無礼の言葉であることが明らかである。

庭山議員は、これまで、もあつたにもかかわらず、農業関係者を犯罪者扱いしたり、農作物を「毒物」扱いするなど、根拠のない暴言を繰り返していると言わざるを得ない。

發言を訂正する機会は幾らで、常な感情を反発させる言動及び態度であり、議員としての説明責任も果たさない、品位のかけらもない、まさに議員としてふさわしくない言動、

また、桐生地域内の農作物を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

を指して、「毒物」という言葉を使用することは、桐生市民の正常な感情を反発させるものであり、だからこそ、前記

を求める。

この幼稚で身勝手な行為は、

庭山議員の委員会における

退席してしまった。

十二条及び桐生市議会規則第百四十二条の規定に抵触するものとして、本動議を

取り上げ、懲罰特別委員会設置の上、地方自治法第百三十五

条第一項第四号の除名の処分

を求める。

7